

令和8年第4回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件 名	頁
6号	働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO（国際労働機関）の三者構成原則の堅持を求める意見書	1

議員提出議案 第6号

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO（国際労働機関）の
三者構成原則の堅持を求める意見書

提出先	<table><tr><td>衆議院議長 内閣総理大臣</td><td>参議院議長 厚生労働大臣</td></tr></table>	衆議院議長 内閣総理大臣	参議院議長 厚生労働大臣
衆議院議長 内閣総理大臣	参議院議長 厚生労働大臣		

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第1項の規定により
提出します。

令和8年9月24日提出

提出者	都城市議会議員	<u>羽田野 徳寿</u>
賛成者	〃	<u>中元 友樹</u>
賛成者	〃	<u>井川 真</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>神脇 清照</u>
賛成者	〃	<u>たかだ みか</u>

都城市議会議長 別府 英樹 様

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現と I L O（国際労働機関）の 三者構成原則の堅持を求める意見書

働き方改革関連法の施行から約7年が経過しましたが、働く者一人一人の命と健康を守り、真の安全・安心につなげるという、働き方改革が目指す理念の実現は、なお道半ばです。厚生労働省の令和7年度「過労死等の労災補償状況」によれば、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求件数は合計6,212件（前年度比1,402件増）、うち脳・心臓疾患による死亡は303件（同48件増）に上ります。

本市の人口は、令和7年国勢調査速報値で160,340人と16万人台を維持していますが、令和2年国勢調査では生産年齢人口が総人口の53.7%（86,299人）、老年人口が31.5%（50,665人）であり、働く世代の確保は地域経済の担い手維持に不可欠です。また、本市には、小林市、えびの市、北諸県郡及び西諸県郡をも管轄する都城労働基準監督署が置かれ、その体制の在り方は市内の事業所と働く者に直接影響します。

国においては、日本成長戦略会議労働市場改革分科会が本年5月にとりまとめ案を示し、今後、労働政策審議会で議論が行われるとされています。その検討に当たっては、拙速な規制緩和ではなく、働く者の健康と生活時間の確保を前提とした制度設計と、中小企業への支援とを一体的に進めることが不可欠です。

労働時間法制は労使双方に直結します。ILO憲章及びフィラデルフィア宣言は労使の代表が政府の代表と同等の地位で参加すべきことを定め、我が国の労働政策審議会も公益・労働者・使用者の三者同数で構成されています。三者構成原則に基づく合意形成こそ、労使のいずれにも偏らない制度の基盤です。

よって、都城市議会は、国に対し、下記事項の実現が図られるよう強く要望します。

記

- 1 時間外・休日労働の上限規制の実効性向上や勤務間インターバル制度の普及促進など、働く者が心身の健康と生活時間を確保できる労働時間法制の整備を進めること。
- 2 裁量労働制の対象拡大や変形労働時間制の見直しについては、制度の一律な拡大または縮小を前提とすることなく、働く者の健康確保及び意思を十分に尊重し、労使双方の意見及び実態を踏まえ丁寧に検討すること。
- 3 労働基準監督署については、法令違反や過重労働による健康障害に対し厳正に対応し、働く者の安全と健康を守るセーフティネットの実効性を引き続き確保すること。
- 4 労働時間法制の見直しに当たっては、労働政策審議会等において労使双方の意見を十分に反映させ、ILOの三者構成原則に基づく丁寧な合意形成を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月24日

都 城 市 議 会